平成２２年（フ）第４４号
宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓3654番地２
債務者　吉山　浄一
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目４番18号清楓荘113号
債務者　奥村　大喜
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５４号
鹿児島県鹿児島市上福元町3216番地４カーサ優202号
債務者　上廣　泰之
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目10番20号下村ビル301号
債務者　小才健一郎
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市川上町24番地
債務者　堀之内秀光
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目24番18号
債務者　靏丸　知子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目１番13号
債務者　内園富美子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番56―33号
債務者　大山堅太郎
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2231番地５
債務者　下出　哲矢
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
鹿児島県鹿屋市池園町2429番地
債務者　中村　智子（旧姓松元）
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
沖縄県浦添市安波茶２丁目４番７―202号　サウスウエスト
債務者　大城めぐみ
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８５号
沖縄県浦添市伊祖２丁目２番10―402号　マンション内間
債務者　石原美代子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８号
福島県郡山市鶴見坦３丁目７番１号
債務者　青山　勝美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
長野県上田市上田原689番地　グリーンメゾンⅠ201号
債務者　有賀　清隆
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３２号
長野県上田市下武石1279番地４
債務者　箕輪　知己
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県淡路市岩屋1210番地７　太田静子方、住民票上の住所兵庫県淡路市岩屋488番地２　ハイム太田201
債務者　門　　千春（旧姓森**醢**）
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４６号
福島県いわき市常磐湯本町傾城67番地の259
債務者　柴田　　稔
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３１号
富山市堀川町801番地　市営住宅２棟307号
債務者　太田　悦子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
富山地方裁判所民事部